

マイナポータル PMH 情報連携 API 利用ガイドライン

1.3 版

令和 7 年 4 月 23 日

デジタル庁

改版履歴

項番	版数	改訂日	変更箇所	変更内容
1	1.0	R6/12/01	(新規)	-
2	1.1	R6/12/27	2.4. 連携できる情報	情報種別および項目詳細を、連携情報一覧ページに合わせて修正。
3	1.2	R7/3/28	1.5. 「PMH 情報連携 API」とは 2.4. 連携できる情報	利用者登録等 API の併用を「推奨」から「必須」に変更。 予防接種情報（v3）の処理種別の文言を訂正。 母子保健情報（v2）および医療助成情報（v2）の項目詳細を更新。
4	1.3	R7/4/23	全体	利用規約変更に伴う規約参照箇所変更、フロー変更、文言変更 内容補記

目次

1. はじめに.....	1
1.1. ガイドラインの目的.....	1
1.2. ガイドラインの対象者.....	1
1.3. マイナポータルとは.....	1
1.4. マイナポータルの API 提供とは.....	2
1.5. 「PMH 情報連携 API」とは.....	3
2. PMH 情報連携 API について.....	4
2.1. 概要.....	4
2.2. 想定されるユースケース.....	5
2.3. 画面変遷のイメージ.....	6
2.4. 連携できる情報.....	10
2.4.1. 予防接種情報（v3）.....	10
2.4.2. 母子保健情報（v2）.....	14
2.4.3. 医療費助成情報（v2）.....	18
2.5. 即時取得できる曜日・時間.....	20
2.6. Web サービス利用者が用意すべきもの.....	21
3. PMH 情報連携 API を利用するための要件.....	22
3.1. 主体要件.....	22
3.2. セキュリティ要件.....	22
3.3. PHR 事業者としての要件.....	22
4. PMH 情報連携 API を利用するための手続.....	23
4.1. 利用開始までのスケジュール.....	23
4.1.1. フェーズ 1：利用検討（A-1～A-5）.....	23
4.1.2. フェーズ 2：利用準備.....	24
5. PMH 情報連携 API 利用開始後の手続.....	28
5.1. 利用内容を変更したいとき.....	28
5.2. 利用を停止したいとき.....	30
5.3. 利用を再開したいとき.....	30
5.4. 利用を終了したいとき.....	30
6. よくあるご質問（Q&A）.....	31
6.1. 定期モニタリング.....	31
6.2. よくあるご質問（Q&A）.....	31

図表目次

図 1.4-1	マイナポータルの API 提供とは	2
図 1.5-1	「PMH 情報連携 API」とは	3
図 2.1-1	PMH 情報連携 API の概要	4
図 2.2-1	想定されるユースケース	5
図 2.3-1	画面変遷のイメージ（1／5）	6
図 4.1-1	利用開始までのスケジュール（フェーズ 1：利用検討）	24
図 4.1-2	利用開始までのスケジュール（フェーズ 2：利用準備／開発）	25
図 4.1-3	利用開始までのスケジュール（フェーズ 2：利用準備／接続試験）	26
図 4.1-4	利用開始までのスケジュール（フェーズ 2：利用準備／本番動作確認・サービス提供開始）	27
図 5.1-1	利用開始後のスケジュール（利用内容を変更したいとき）	29
図 5.2-1	利用開始後のスケジュール（利用を一時停止したいとき）	30
図 5.3-1	利用開始後のスケジュール（利用を再開したいとき）	30
図 5.4-1	利用開始後のスケジュール（利用を終了したいとき）	30
表 2.4-1	PMH 情報連携 API で連携が可能な情報	10
表 2.4-2	連携可能な予防接種情報の種別	10
表 2.4-3	利用者の予防接種一覧、予防接種記録を照会で照会可能な項目の詳細	11
表 2.4-4	利用者の予診票一覧を照会で照会可能な項目の詳細	12
表 2.4-5	利用者が指定した予診票の回答を照会で照会可能な項目の詳細	13
表 2.4-6	利用者が指定した予診票の回答を登録で登録可能な項目の詳細	13
表 2.4-7	連携可能な母子保健情報の種別	14
表 2.4-8	妊婦健診一覧、過去の健診結果の照会で照会可能な項目の詳細	14
表 2.4-9	妊婦健診の受診券情報の照会で照会可能な項目の詳細	15
表 2.4-10	乳幼児健診一覧、過去の健診結果の照会で照会可能な項目の詳細	16
表 2.4-11	乳幼児問診票の回答の照会で照会可能な項目の詳細	17
表 2.4-12	乳幼児問診票の回答結果の登録で登録可能な情報の詳細	17
表 2.4-13	連携可能な医療費助成情報の種別	18
表 2.4-14	医療費助成情報の照会で照会可能な項目の詳細	18
表 2.5-1	マイナポータルの運用日・時間	20
表 2.5-2	オンライン資格確認等システムの運用日・時間	20

1. はじめに

1.1. ガイドラインの目的

本ガイドラインは、マイナポータルの API（※1）にて提供している機能の一つである「PMH 情報連携 API」の利用のメリット・概要、要件、手続等について、利用を検討する民間事業者や行政機関等の API の利用を希望する者に対し、わかりやすく解説することを目的としています。

1.2. ガイドラインの対象者

本ガイドラインは、以下の対象者が利用することを想定しています。

- ・ PMH 情報連携 API の利用を希望する者
 - ・ 民間事業者
 - ・ 行政機関等
 - ・ 国の機関
 - ・ 地方公共団体
 - ・ その他

1.3. マイナポータルとは

マイナポータルは、政府（デジタル庁）が運営する Web サービスです。国民一人ひとりのポータルサイトとして、様々なサービスを提供しています。平成 29 年 7 月に試行運用を、同年 11 月に本格運用を開始しました。

（※1）マイナポータルの API : API とは、アプリケーション・プログラミング・インターフェースの略。マイナポータルにおいて API を作成・公開し、外部の Web サービスのシステムがこれを利用してオンライン接続することで、外部の Web サービスはマイナポータルの機能を活用したサービスの提供が可能となります。

1.4. マイナポータルの API 提供とは

マイナポータルは、Web 画面を通じて国民にサービスを提供するのみならず、順次、API を作成・公開することにより、民間事業者や行政機関等など、様々な API 利用者と接続し、オンラインで、様々なサービスを提供していくこととしています。

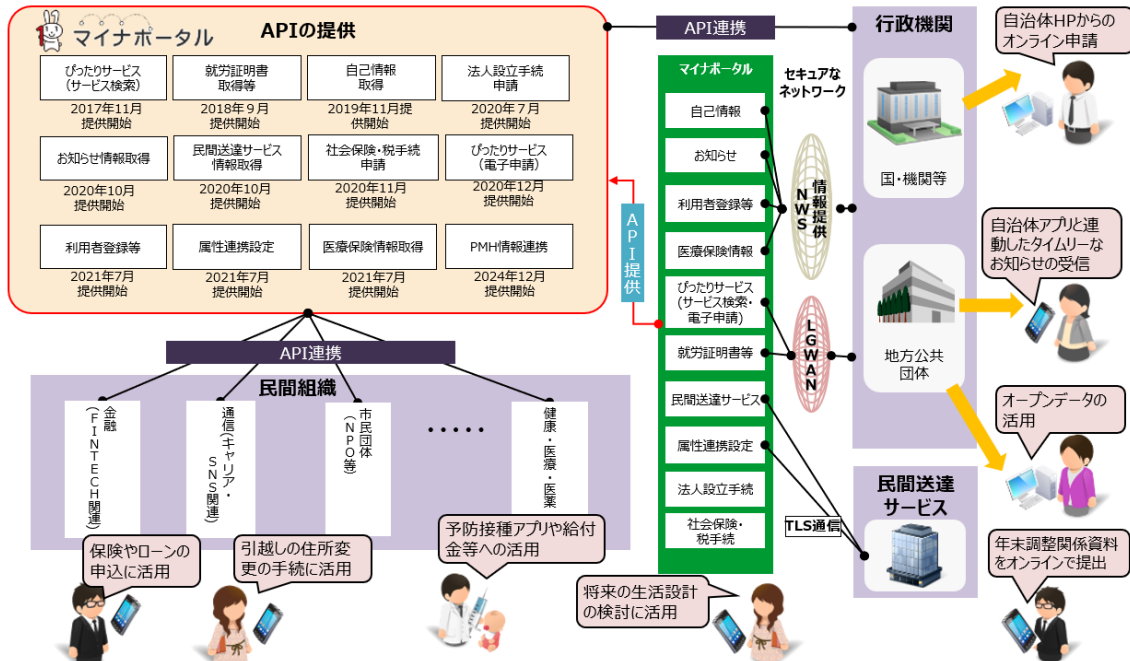


図 1.4-1 マイナポータルの API 提供とは

1.5. 「PMH 情報連携 API」とは

マイナポータルのサービスの一つに、「Public Medical Hub : PMH」が連携・提供している医療情報（医療費助成、予防接種、母子保健等に係る情報）を照会・登録できるサービスがあります。

API の利用を希望する者は「PMH 情報連携 API」を利用することで、利用者の同意を得た上で、利用者の医療情報を PMH から照会もしくは PMH へ登録することができるようになります。

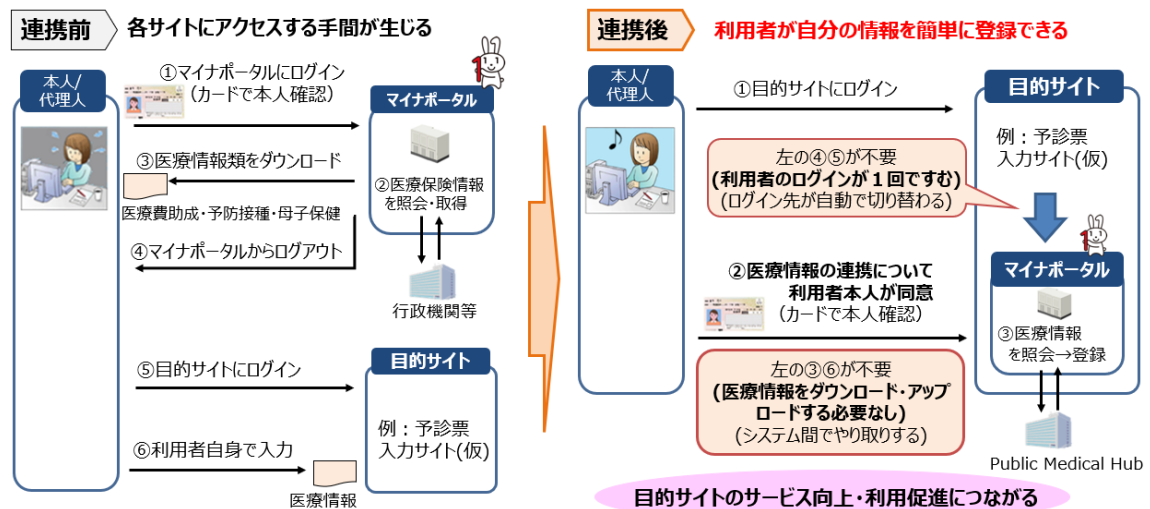


図 1.5-1 「PMH 情報連携 API」とは

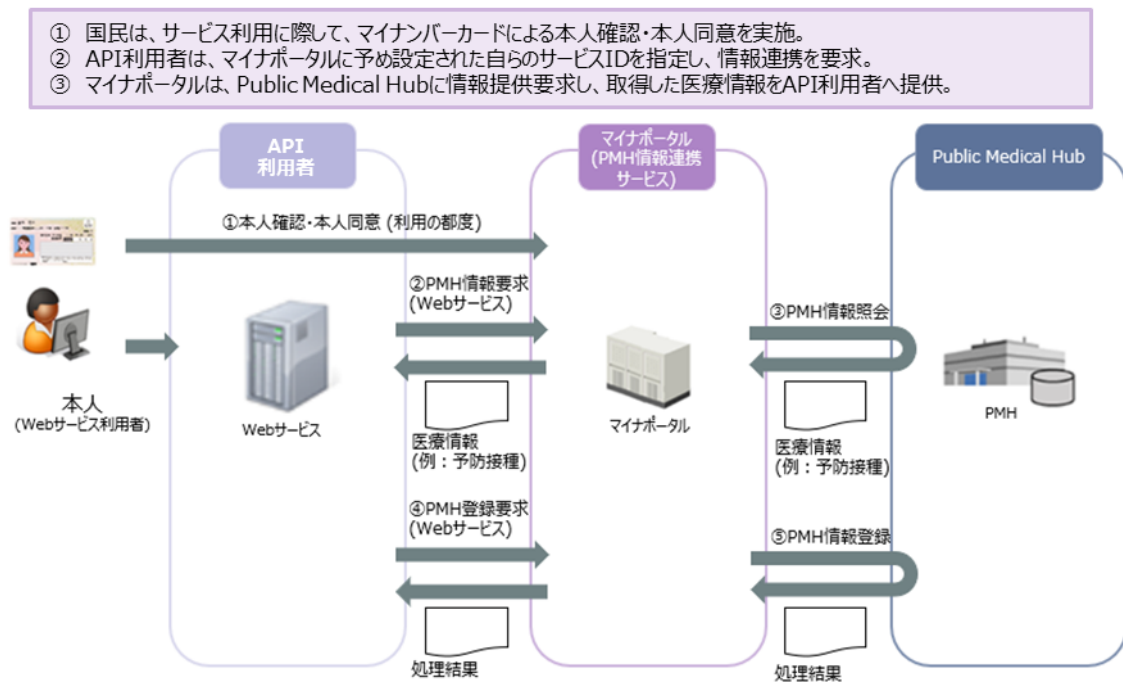
なお、PMH 情報連携 API を利用するためには、国民がマイナポータルにおける利用者登録を完了している必要があります。

マイナポータル API にて提供している利用者登録等 API を利用することで、利用者登録が済んでいない国民は API 利用者の画面よりマイナポータルの利用者登録を完了し、PMH 情報連携 API 利用の条件を満たせるため、PMH 情報連携 API と利用者登録等 API の併用を必須とします。

2. PMH 情報連携 API について

2.1. 概要

民間事業者等、様々な API の利用を希望する者が PMH 情報連携 API を活用しマイナポータルと連携することにより、Web サービスの利用者は Public Medical Hub 上で管理されている自身の医療情報を、安全かつスピーディに取得し、そのサービスにおいて活用することが可能となります。



2.2. 想定されるユースケース

例えば、予防接種や母子保健（健診）を受診する際に、PMH 情報連携 API を利用することで事前に予診票・問診票をオンラインで入力することが可能なため、予防接種や母子保健法上の各種健診の受診をスムーズに進めることが可能となります。

また、予防接種の接種履歴や各種健診の結果についても確認することが可能となります。

以下は、Public Medical Hub 上で管理される予防接種情報を取得する場合のユースケースを示したものです。

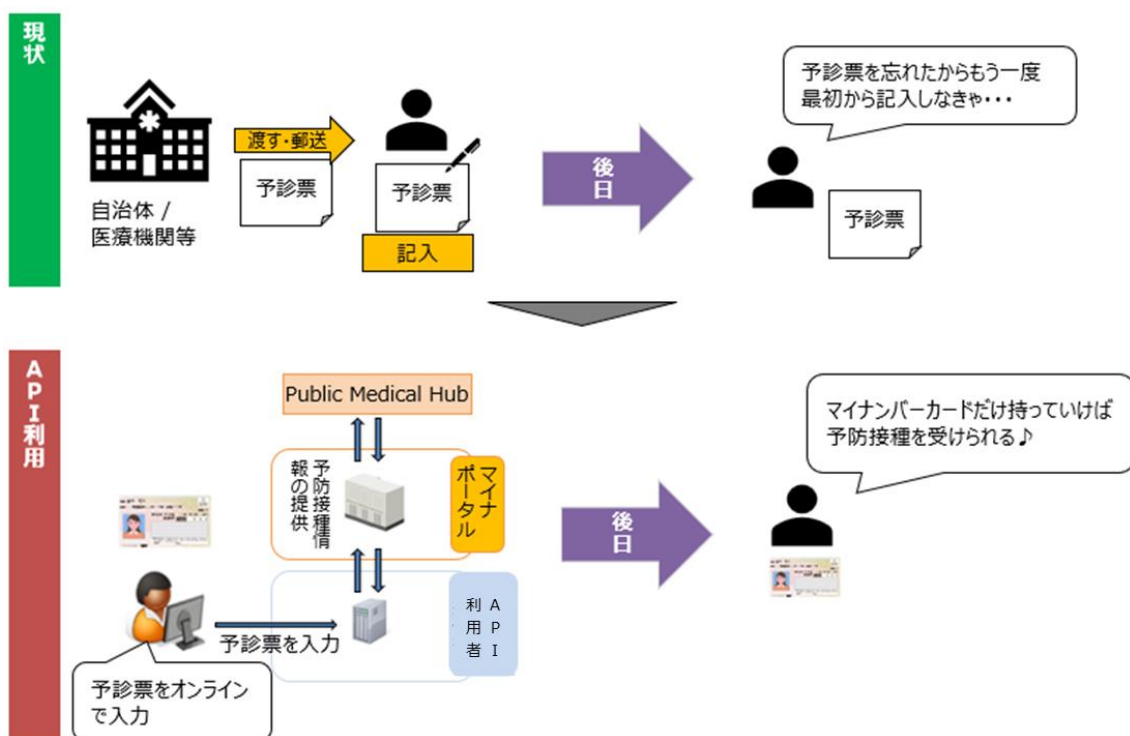


図 2.2-1 想定されるユースケース

2.3. 画面変遷のイメージ

2.2 で示したユースケースについて、画面変遷のイメージを示します。

- ① 利用者は、API 利用者の画面より医療情報を入力する過程において、マイナポータルと連携して医療情報を取得するために、「連携する」ボタンを押下します。

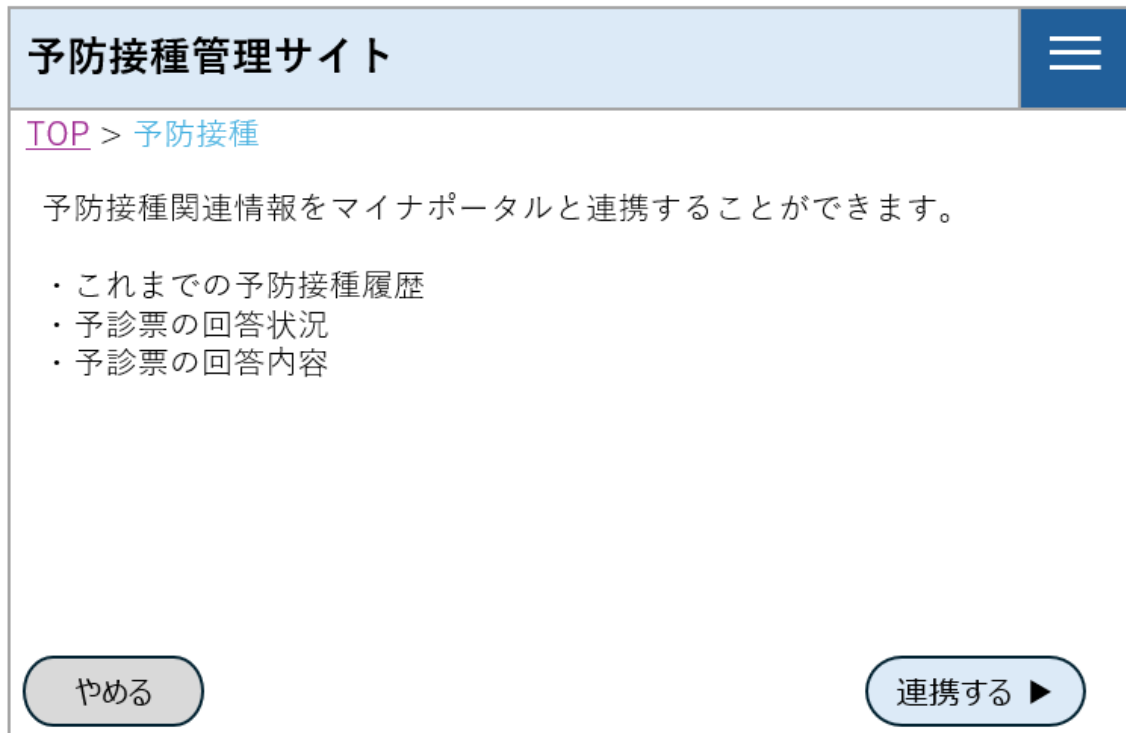


図 2.3-1 画面変遷のイメージ（1／5）

②画面がマイナポータルに切り替わり、マイナンバーカードを利用し、マイナポータルを利用するための同意を行います。

マイナポータル 外部サービスとの連携



サービス連携

マイナポータルと利用中のサービスを連携します。連携内容と規約へ確認同意のうえ、まずは本人確認を行ってください。

連携内容

マイナポータル連携等プラットフォームがあなたの診察や健康管理のためにマイナポータルを通じて、次の情報を連携します。

- ・過去の接種記録
- ・予診票情報

同意事項

[マイナポータルの利用規約](#)

☐ 利用規約に同意する

本人確認方法の選択

☒ ICカードリーダーライターを使って本人確認



☐ スマートフォンでQRコードを読み取って本人確認



ICカードリーダーライターで本人確認

[連携をやめる](#)

デジタル庁

[推奨環境](#) [個人情報保護（プライバシーポリシー）](#) [利用規約](#) [アクセシビリティ](#)

© 2017 Digital Agency, Government of Japan.

図 2.3-2 画面変遷のイメージ（2／5）

③ 「利用規約に同意する」にチェックすると本人確認の画面が表示されます。※選択可能な本人確認方法は、利用端末により異なります。

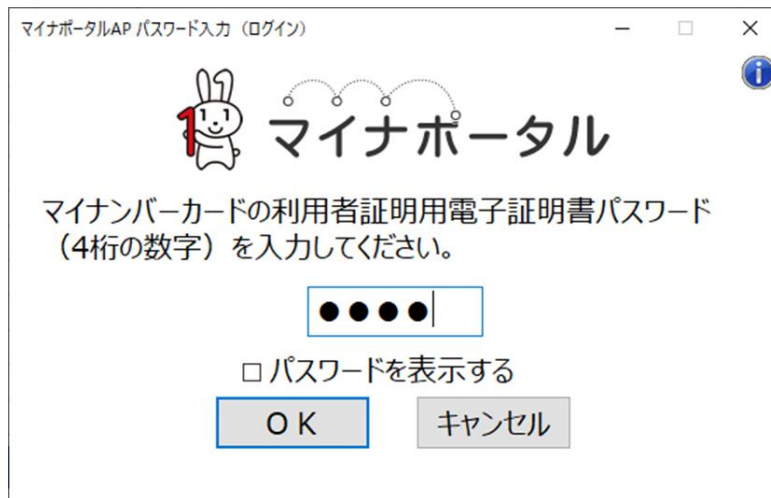


図 2.3-3 画面変遷のイメージ (3 / 5)

- ④マイナポータルの画面において、マイナポータルから医療情報を API 利用者に提供してよいか、利用者に確認します。

マイナポータル 外部サービスとの連携



サービス連携

本人確認が完了しました。マイナポータルと利用中のサービスを連携してください。



[連携をやめる](#)

図 2.3-4 画面変遷のイメージ (4 / 5)

⑤取得したい医療情報を指定することで、マイナポータルから取得した情報が API 利用者の画面に入力されていることを確認できます。

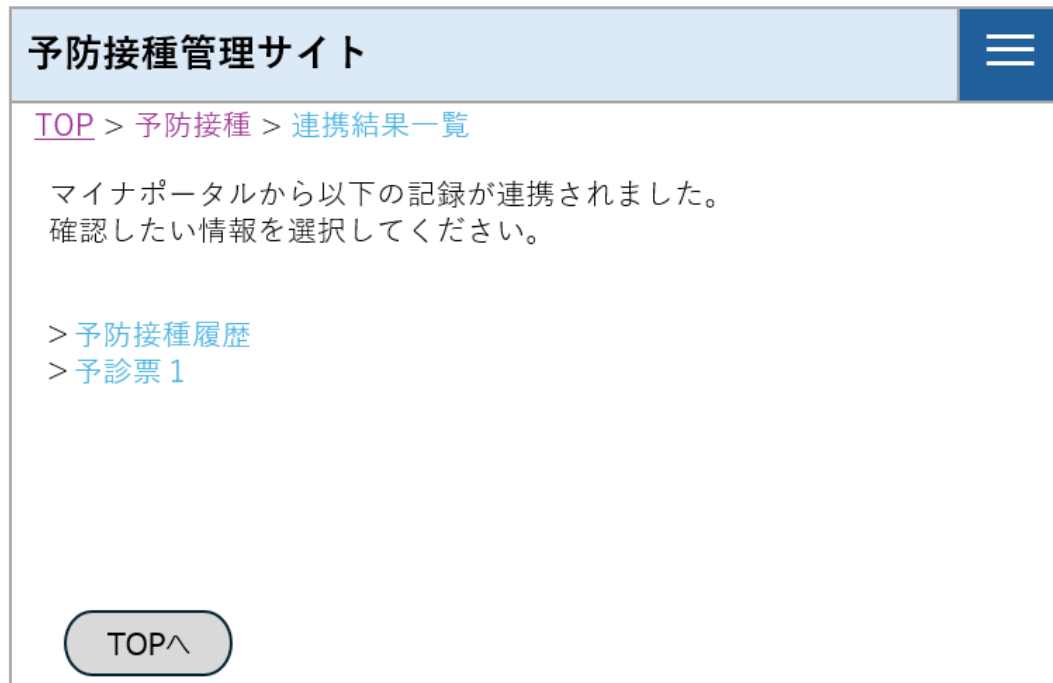


図 2.3-5 画面変遷のイメージ (5 / 5)

2.4. 連携できる情報

PMH 情報連携 API を利用して API 利用者が取得可能な情報は以下の通りです。

表 2.4-1 PMH 情報連携 API で連携が可能な情報

項番	連携可能な情報
1	予防接種情報
2	母子保健情報
3	医療費助成情報

2.4.1. 予防接種情報（v3）

Public Medical Hub 上で管理される予防接種情報を取得、または予診票を入力し連携することができます。

取得、連携が可能な予防接種情報の詳細は次の表の通りです。

表 2.4-2 連携可能な予防接種情報の種別

項番	登録・取得	処理種別	説明
1	取得	予防接種一覧情報の照会	利用者の予防接種一覧、予防接種記録を照会する
2	取得	予診票一覧情報の照会	利用者の予診票一覧を照会する
3	取得	予診票の回答結果の照会	利用者が指定した予診票の回答を照会する
4	登録	予診票の回答結果の登録	利用者が指定した予診票の回答を登録する

2.4.1.1. 利用者の予防接種一覧、予防接種記録を照会

利用者の予防接種一覧、予防接種記録を照会で照会可能な項目の詳細は次の表の通りです。

表 2.4-3 利用者の予防接種一覧、予防接種記録を照会で照会可能な項目の詳細

項番	登録・取得	項目名	項目説明
1	取得	予診票管理 ID	ワクチン種別と回数で取りまとめたグループの ID
2	取得	予防接種予定 ID	予防接種対象者が予定している予防接種の ID
3	取得	勧奨実施日	初回の勧奨実施日
4	取得	在籍フラグ	「自治体に在籍中（未転出）」「自治体に未在籍（転出済）」など
5	取得	案内用 URLー厚生労働省	厚生労働省による予防接種全般の案内用 URL
6	取得	案内用 URLー各自治体	各自治体による予防接種全般の案内用 URL
7	取得	種別ー予防接種管理番号	予防接種の種別・回数を管理する番号
8	取得	種別ーワクチン通称	一般的なワクチンの種別名
9	取得	種別ー回数通称	回数の通称
10	取得	種別ーワクチン種別	ワクチンの種別を表すコード
11	取得	種別ー期	ワクチンの期
12	取得	種別ー価	ワクチンの価
13	取得	種別ー回数	ワクチンの接種回数
14	取得	種別ー接種間隔ー前回	前回の接種年月日
15	取得	種別ー接種間隔ー前々回	前々回の接種年月日
16	取得	種別ー接種標準期間ー一年齢	接種標準期間の年齢の開始/終了年月日
17	取得	種別ー接種標準期間ー一年度	接種標準期間の年度の開始/終了年月日
18	取得	種別ー接種標準期間ー一日付	接種標準期間の日付の開始/終了年月日
19	取得	種別ー定期接種期間ー一年齢	定期接種期間の年齢の開始/終了年月日

項番	登録・取得	項目名	項目説明
20	取得	種別一定期接種期間 一年度	定期接種期間の年度の開始/終了年月日
21	取得	種別一定期接種期間 一日付	定期接種期間の日付の開始/終了年月日
22	取得	種別一法定区分	定期接種、または任意接種、または臨時接種
23	取得	種別一ワクチン適齢 期	ワクチンごとの接種適齢期を表す区分、 「小児期」「その他」など
24	取得	種別一接種対象期間 非表示フラグ	定期接種期間/標準接種期間を、画面側で 非表示にする設定値
25	取得	履歴一予防接種予定 ID	予防接種予定の ID
26	取得	履歴一予防接種日	予防接種日
27	取得	履歴一医師名	医師名
28	取得	履歴一実施区分	「個別」「集団」 など
29	取得	履歴一接種区分	「接種」「予診」 など
30	取得	履歴一接種同意フラ グ	接種対象者から同意の有無
31	取得	履歴一接種結果	接種したワクチンの内容
32	取得	履歴一特別の事情	特別の事情を表す区分
33	取得	履歴一医療機関情報 詳細	医療機関の詳細

2.4.1.2. 利用者の予診票一覧を照会

利用者の予診票一覧を照会で照会可能な項目の詳細は次の表の通りです。

表 2.4-4 利用者の予診票一覧を照会で照会可能な項目の詳細

項番	登録・取得	項目名	項目説明
34	取得	予診票管理 ID	ワクチン種別と回数で取りまとめたグルー プの ID
35	取得	予診票名	予診票名
36	取得	回答許可フラグ	予診票が回答可能か判定するフラグ
37	取得	回答状況	予診票の回答状況、「未回答」「下書き」 「回答済み」 など

2.4.1.3. 利用者が指定した予診票の回答を照会

利用者が指定した予診票の回答を照会で照会可能な項目の詳細は次の表の通りです。

表 2.4-5 利用者が指定した予診票の回答を照会で照会可能な項目の詳細

項番	登録・取得	項目名	項目説明
38	取得	予診票管理 ID	ワクチン種別と回数で取りまとめたグループの ID
39	取得	予診票名	予診票名
40	取得	回答許可フラグ	予診票が回答可能か判定するフラグ
41	取得	回答状況	予診票の回答状況、「未回答」「下書き」「回答済み」など
42	取得	最終更新ページ番号	最終更新ページ番号
43	取得	基本 5 情報	氏名、氏名カナ、住所、生年月日、性別
44	取得	定義一予診票/問診票項目のグループのラベル	紙面の予診票/問診票のページ毎のタイトルに相当するテキスト
45	取得	回答一予診票/問診票項目マスタ ID	予診票/問診票項目マスタ ID
46	取得	回答一繰り返しを許容する予診票/問診票項目の回答の組み合わせを表す連番	回答の組み合わせを表す連番
47	取得	回答一回答結果	回答結果

2.4.1.4. 利用者が指定した予診票の回答を登録

利用者が指定した予診票の回答を登録で登録可能な項目の詳細は次の表の通りです。

表 2.4-6 利用者が指定した予診票の回答を登録で登録可能な項目の詳細

項番	登録・取得	項目名	項目説明
48	登録	処理種別	固定値「RegisterQuestionnaireAnswer」を設定
49	登録	予診票管理 ID	ワクチン種別と回数で取りまとめたグループの ID
50	登録	回答状況	予診票の回答状況、「下書き」「回答済み」など
51	登録	最終更新ページ番号	最終更新ページ番号

項番	登録・取得	項目名	項目説明
52	登録	回答一予診票/問診票 項目マスタ ID	予診票/問診票項目マスタ ID
53	登録	回答一繰り返しを許容する予診票/問診票 項目の回答の組み合わせを表す連番	繰り返しを許容する予診票/問診票項目の回答の組み合わせを表す連番
54	登録	回答一回答結果	回答結果

2.4.2. 母子保健情報 (v2)

Public Medical Hub 上で管理される妊婦健診情報、乳幼児健診情報を取得、または問診票を入力し連携することができます。

取得、連携が可能な母子保健情報の詳細は次の表の通りです。

表 2.4-7 連携可能な母子保健情報の種別

項番	登録・取得	処理種別	説明
1	取得	妊婦健診一覧、過去の健診結果の照会	対象者の妊婦健診一覧、過去の妊婦健診結果を照会する
2	取得	妊婦健診の受診券情報の照会	対象者の現在の妊娠に紐づく妊婦健診の受診券情報を照会する
3	取得	乳幼児健診一覧、過去の健診結果の照会	対象者の基本情報と乳幼児健診一覧、過去の乳幼児健診結果を照会する
4	取得	乳幼児問診票の回答の照会	利用者が指定した乳幼児問診票の回答を健診受診までの間、照会する
5	登録	乳幼児問診票の回答結果の登録	利用者が指定した乳幼児問診票の回答を登録する

2.4.2.1 妊婦健診一覧、過去の健診結果の照会

妊婦健診一覧、過去の健診結果の照会で照会可能な項目の詳細は次の表の通りです。

表 2.4-8 妊婦健診一覧、過去の健診結果の照会で照会可能な項目の詳細

項番	登録・取得	項目名	項目説明
1	取得	妊娠 ID	妊娠を管理する ID
2	取得	妊娠届出日	妊娠届出日

項番	登録・取得	項目名	項目説明
3	取得	妊婦健診一覧一妊婦健診管理 ID	妊婦健診管理 ID
4	取得	妊婦健診一覧一健診実施日	健診実施日
5	取得	妊婦健診一覧一在籍フラグ	「自治体に在籍中（未転出）」「自治体に未在籍（転出済）」など
6	取得	妊婦健診一覧一健診担当者_[1~9]	健診を実施した医師や自治体職員の氏名（最大 9 名分設定可能）
7	取得	妊婦健診一覧一医療機関情報	健診を実施した医療機関情報
8	取得	妊婦健診一覧一案内用 URL	厚生労働省による妊婦健診全般の案内用 URL
9	取得	妊婦健診一覧一案内用 URL	各自治体による妊婦健診全般の案内用タイトル
10	取得	妊婦健診一覧一結果	妊婦健診項目の結果

2.4.2.2 妊婦健診の受診券情報の照会

妊婦健診の受診券情報の照会で照会可能な項目の詳細は次の表の通りです。

表 2.4-9 妊婦健診の受診券情報の照会で照会可能な項目の詳細

項番	登録・取得	項目名	項目説明
11	取得	受診券管理 ID	受診券管理 ID
12	取得	受診券名称	受診券名称
13	取得	自治体負担額	自治体負担額
14	取得	受診券の有効期限	受診券の有効期限
15	取得	備考	自治体が定義した受診券の補足情報
16	取得	交付日	交付日
17	取得	利用日	利用日
18	取得	妊婦健診管理 ID	この受診券が使用された妊婦健診の ID
19	取得	健診項目一妊婦健診項目	妊婦健診項目

2.4.2.3 乳幼児健診一覧、過去の健診結果の照会

乳幼児健診一覧、過去の健診結果の照会で照会可能な項目の詳細は次の表の通りです。

表 2.4-10 乳幼児健診一覧、過去の健診結果の照会で照会可能な項目の詳細

項番	登録・取得	項目名	項目説明
1	取得	乳幼児健診管理 ID	乳幼児健診管理 ID
2	取得	乳幼児健診名	乳幼児健診名
3	取得	乳幼児健診対象標準期間	接種標準期間の年齢、年月日
4	取得	回答許可フラグ	問診票が回答可能か判定するフラグ
5	取得	回答状況	回答状況、「未回答」「下書き」「回答済み」など
6	取得	健診実施日	健診実施日
7	取得	勧奨実施日	初回の勧奨実施日
8	取得	在籍フラグ	「自治体に在籍中（未転出）」「自治体に未在籍（転出済）」など
9	取得	健診担当者_[1~9]	健診を実施した医師や自治体職員の氏名（最大 9 名分設定可能）
10	取得	市区町村情報一地方公共団体コード	乳幼児健診を受診した地方公共団体コード
11	取得	市区町村情報一都道府県名	乳幼児健診を受診した都道府県名
12	取得	市区町村情報一市区町村名	乳幼児健診を受診した市区町村
13	取得	医療機関情報一医療機関コード	乳幼児健診を受診した医療機関コード
14	取得	医療機関情報一医療機関名	乳幼児健診を受診した医療機関名
15	取得	会場情報一会場コード	乳幼児健診を受診した会場コード
16	取得	会場情報一会場名	乳幼児健診を受診した会場名
17	取得	案内用 URL一厚生労働省	厚生労働省による乳幼児健診全般の案内用 URL
18	取得	案内用 URL一自治体用	各自治体による乳幼児健診全般の案内用 URL

項番	登録・取得	項目名	項目説明
19	取得	案内用 URL—自治体用	各自治体による乳幼児健診別の案内用 URL
20	取得	健診結果の一覧	健診結果の一覧

2.4.2.4 乳幼児問診票の回答の照会

乳幼児問診票の回答の照会で照会可能な項目の詳細は次の表の通りです。

表 2.4-11 乳幼児問診票の回答の照会で照会可能な項目の詳細

項番	登録・取得	項目名	項目説明
21	取得	乳幼児健診管理 ID	乳幼児健診管理 ID
22	取得	問診票名	問診票名
23	取得	回答許可フラグ	問診票が回答可能か判定するフラグ
24	取得	回答状況	回答状況、「未回答」「下書き」「回答済み」など
25	取得	最終更新ページ番号	最終更新ページ番号
26	取得	基本 5 情報	氏名、氏名カナ、住所、生年月日、性別
27	取得	定義一問診票項目のグループのラベル	紙面の問診票のページ毎のタイトルに相当するテキスト
28	取得	回答一問診票項目マスタ ID	回答の問診票項目マスタ ID
29	取得	回答一繰り返しを許容する問診票項目の回答の組み合わせを表す連番	回答の組み合わせを表す連番
30	取得	回答一回答結果	回答結果

2.4.2.5 乳幼児問診票の回答結果の登録

乳幼児問診票の回答結果の登録で登録可能な項目の詳細は次の表の通りです。

表 2.4-12 乳幼児問診票の回答結果の登録で登録可能な情報の詳細

項番	登録・取得	項目名	項目説明
31	登録	処理種別	固定値 「RegisterChildQuestionnaireAnswer」を設定
32	登録	乳幼児健診管理 ID	乳幼児健診管理 ID

項番	登録・取得	項目名	項目説明
33	登録	問診票の回答状況	問診票の回答状況、「下書き」「回答済み」など
34	登録	最終更新ページ番号	最終更新ページ番号
35	登録	回答一問診票項目マスタ ID	問診票項目マスタ ID
36	登録	回答一繰り返しを許容する問診票項目の回答の組み合わせを表す連番	繰り返しを許容する問診票項目の回答の組み合わせを表す連番
37	登録	回答一回答結果	回答結果

2.4.3. 医療費助成情報（v2）

Public Medical Hub 上で管理される医療費助成情報を取得することができます。

取得可能な医療費助成情報の詳細は次の表の通りです。

表 2.4-13 連携可能な医療費助成情報の種別

項番	登録・取得	処理種別	説明
1	取得	医療費助成情報の照会	対象者の医療費助成情報を照会する

2.4.3.1 医療費助成情報の照会

医療費助成情報の照会で照会可能な項目の詳細は次の表の通りです。

表 2.4-14 医療費助成情報の照会で照会可能な項目の詳細

項番	登録・取得	項目名	項目説明
1	取得	受給者証名称	受給者証の名称を記載
2	取得	受給者証省略名称	受給者証の省略名称を記載
3	取得	詳細一項目名（1 階層目）	項目名（1 階層目）
4	取得	詳細一値（1 階層目）	値（1 階層目）
5	取得	詳細一値（1 階層目）一項目名（2 階層目）	項目名（2 階層目）
6	取得	詳細一値（1 階層目）一値（2 階層目）	値（2 階層目）
7	取得	詳細一値（1 階層目）一値（2 階層目）一項目名（3 階層目）	項目名（3 階層目）

項番	登録・取得	項目名	項目説明
8	取得	詳細一値（1 階層目）一値 （2 階層目）一値（3 階層目）	値（3 階層目）

2.5. 即時取得できる曜日・時間

API 利用者が薬剤情報等を即時取得するためには、マイナポータル、オンライン資格確認等システムおよび PMH システムが稼働している必要があります。

表 2.5-1 マイナポータルの運用日・時間

No.	サーバの運用日・時間	備考
1	24 時間 365 日	

表 2.5-2 オンライン資格確認等システムの運用日・時間

No.	サーバの運用日・時間	備考
1	24 時間 365 日	

表 2.5-3 PMH システムの運用日・時間

No.	サーバの運用日・時間	備考
1	24 時間 365 日	

さらに、PMH 情報連携のための利用設定を実施する場合、上記に加え、情報提供ネットワークシステム、医療保険者向け中間サーバが稼働している必要があります。

表 2.5-4 情報提供ネットワークシステムの運用日・時間

No.	サーバの運用日・時間	備考
1	24 時間 365 日	原則第 3 土日に計画停止

表 2.5-5 医療保険者向け中間サーバの運用日・時間

No.	サーバの運用日・時間	備考
1	24 時間 365 日	毎日午前 3 時から 6 時まで停止

なお、別途システムメンテナンス等によるサーバ停止が発生する場合は事前にご連絡致します。

2.6. Web サービス利用者が用意すべきもの

Web サービス利用者は、Web サービス事業者が提供するサービスを利用するにあたり、当該サービスから呼び出されたマイナポータル API の画面にてマイナンバーカードを用いた本人確認をすることが必要です。そのために、以下を用意することが必要です。
(※3)

- ・パソコン又はマイナンバーカードが読み取れるスマートフォン
※インターネットに接続できるもの

(※3) 詳細は、<https://services.digital.go.jp/mynaportal/system-requirements/> をご覧下さい。

3. PMH 情報連携 API を利用するための要件

PMH 情報連携 API を利用するためには、次の要件を満たす必要があります。

3.1. 主体要件

API の利用を希望する者は、利用規約第 4 条第 2 項第 2 号及び第 3 号の要件を満たした上で、第 6 条第 1 項に定めるデジタル庁の承諾を得る必要があります。

3.2. セキュリティ要件

API の利用を希望する者は、利用規約第 4 条第 2 項第 4 号及び第 5 号の要件を満たす必要があります。

3.3. PHR 事業者としての要件

経済産業省、総務省及び厚生労働省が定める「民間 PHR 事業者による健診等情報の取扱いに関する基本的指針」を遵守する必要があります。

また、PMH 情報連携 API を利用して取得した医療保険情報を扱うためには、PHR 事業者としての要件を満たす必要があります。PHR 事業者としての要件について、詳しくは以下をご参考にしてください。

＜PHR に関する基本的指針＞

https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/healthcare/phr.html

＜PHR に関する基本的指針についての質問はこちら＞

■経済産業省・総務省・厚生労働省 PHR 指針担当

メールアドレス：phr-shishin@meti.go.jp

4. PMH 情報連携 API を利用するための手続

PMH 情報連携 API の利用を希望する者の手続は、次のとおりです。

4.1. 利用開始までのスケジュール

4.1.1. フェーズ 1：利用検討（A-1～A-5）

はじめに、ガイドラインを参照し、PMH 情報連携 API の利用について、事業者内で検討して下さい。なお、利用検討にあたり疑問等が生じた際は、随時マイナポータル API 仕様公開サイトから、問合せフォームにて、疑問点をお問い合わせ下さい。利用の意思及び内容が概ね固まったら、「利用企画書」、「情報セキュリティ要求事項等確認書」及び「本指針に係るチェックシート」を作成し、問合せフォームにて、事前打合せを申し込んで下さい。

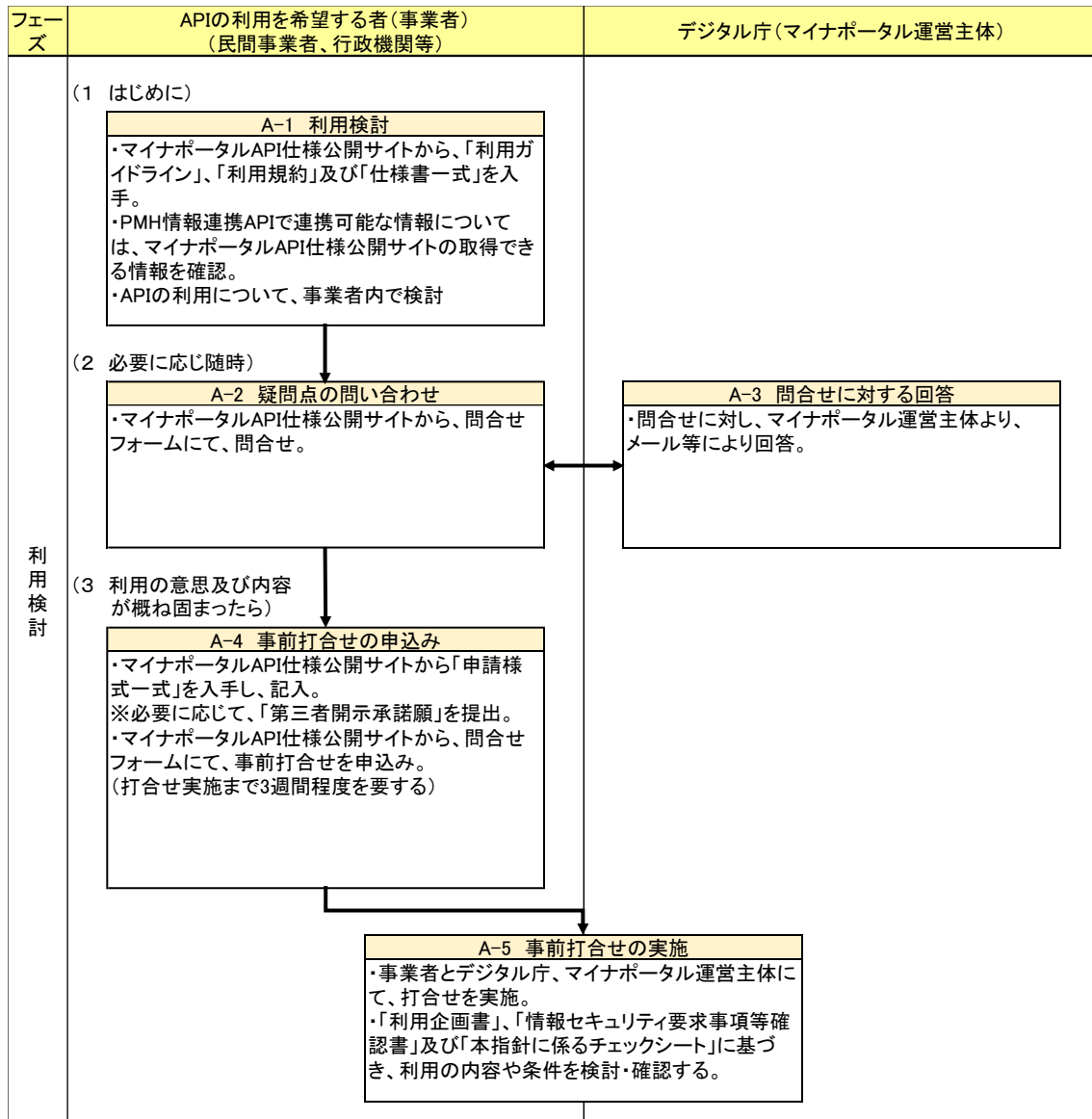


図 4.1-1 利用開始までのスケジュール（フェーズ1：利用検討）

4.1.2. フェーズ2：利用準備

(1) 開発（A-6～A-8）

企画書の内容について合意後、必要な開発を行って下さい。

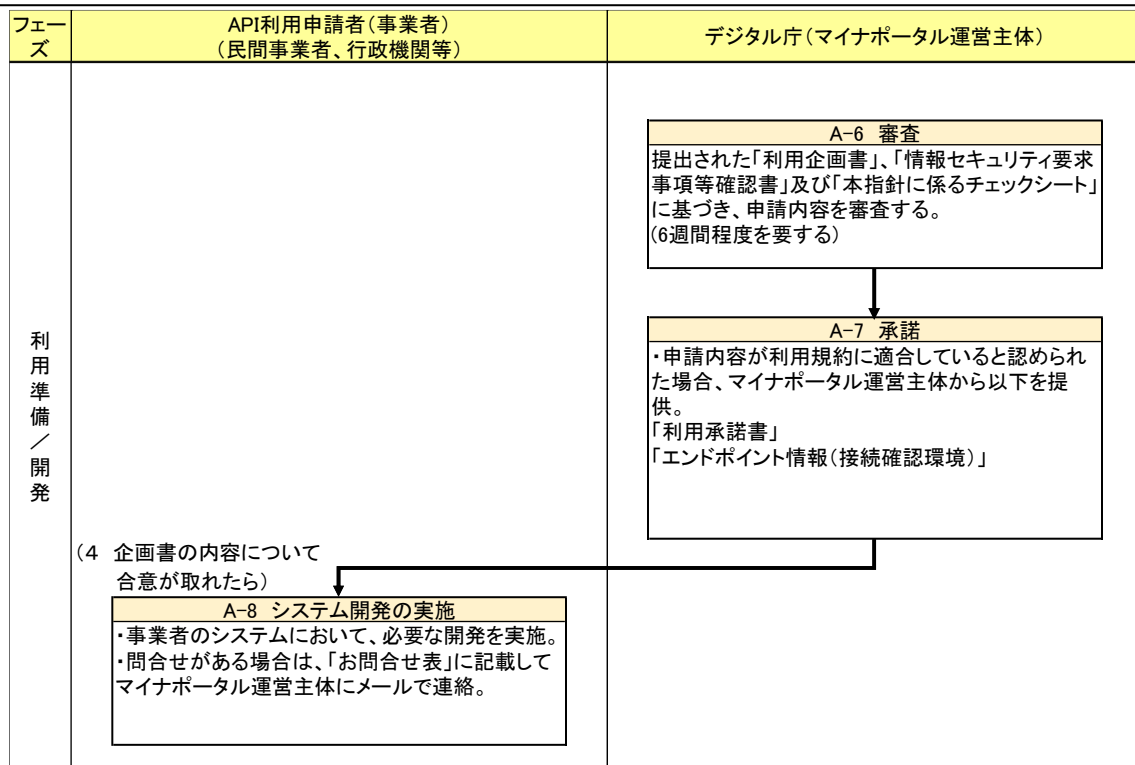


図 4.1-2 利用開始までのスケジュール（フェーズ2：利用準備／開発）

(2) 接続試験 (A-9～A-14)

接続試験の準備ができましたら、接続確認環境の利用申請に基づき、資材等を提供しますので、必要な試験を行って下さい。

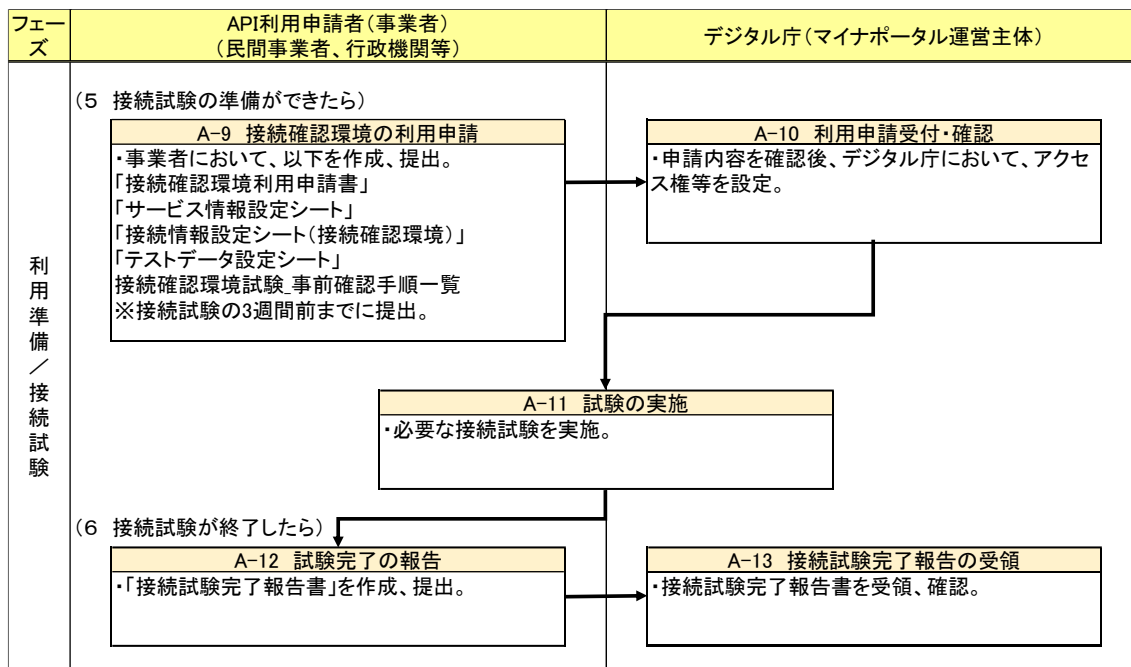


図 4.1-3 利用開始までのスケジュール（フェーズ2：利用準備／接続試験）

(3) 本番動作確認・サービス提供開始 (A-14～A-19)

本番動作確認の準備ができましたら、本番環境動作確認及び PMH 情報連携 API の利用申請を行って下さい。

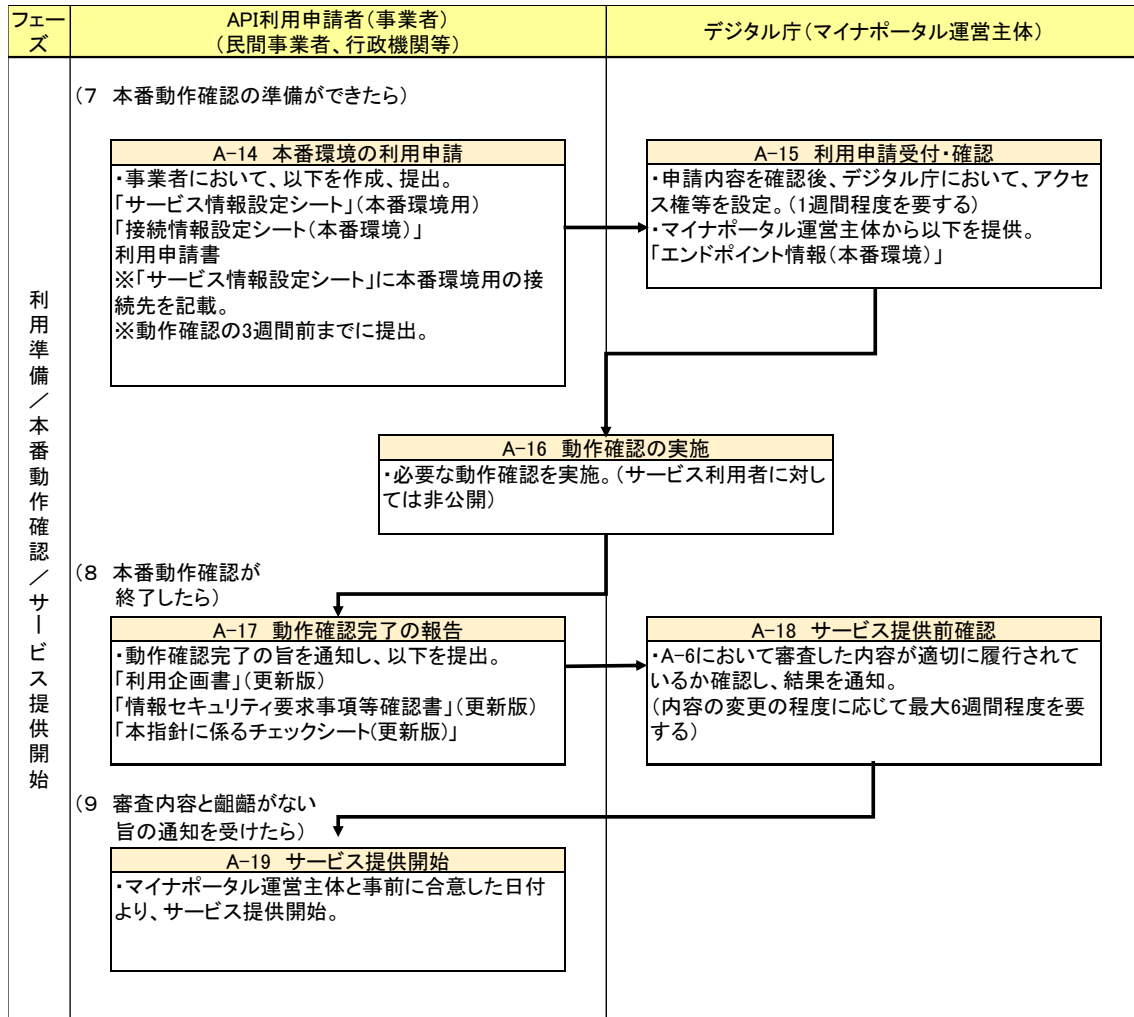


図 4.1-4 利用開始までのスケジュール (フェーズ2：利用準備／本番動作確認・サービス提供開始)

5. PMH 情報連携 API 利用開始後の手続

PMH 情報連携 API 利用者の利用開始後の手続は、次のとおりです。

5.1. 利用内容を変更したいとき

利用申請書に添付した「利用企画書」、「情報セキュリティ要求事項等確認書」及び「本指針に係るチェックシート」について、変更箇所が明瞭に分かるように加筆・修正を行い、打合せを申し込んで下さい。合意が取れた後の接続試験、本番動作確認は、利用開始時と同様です。

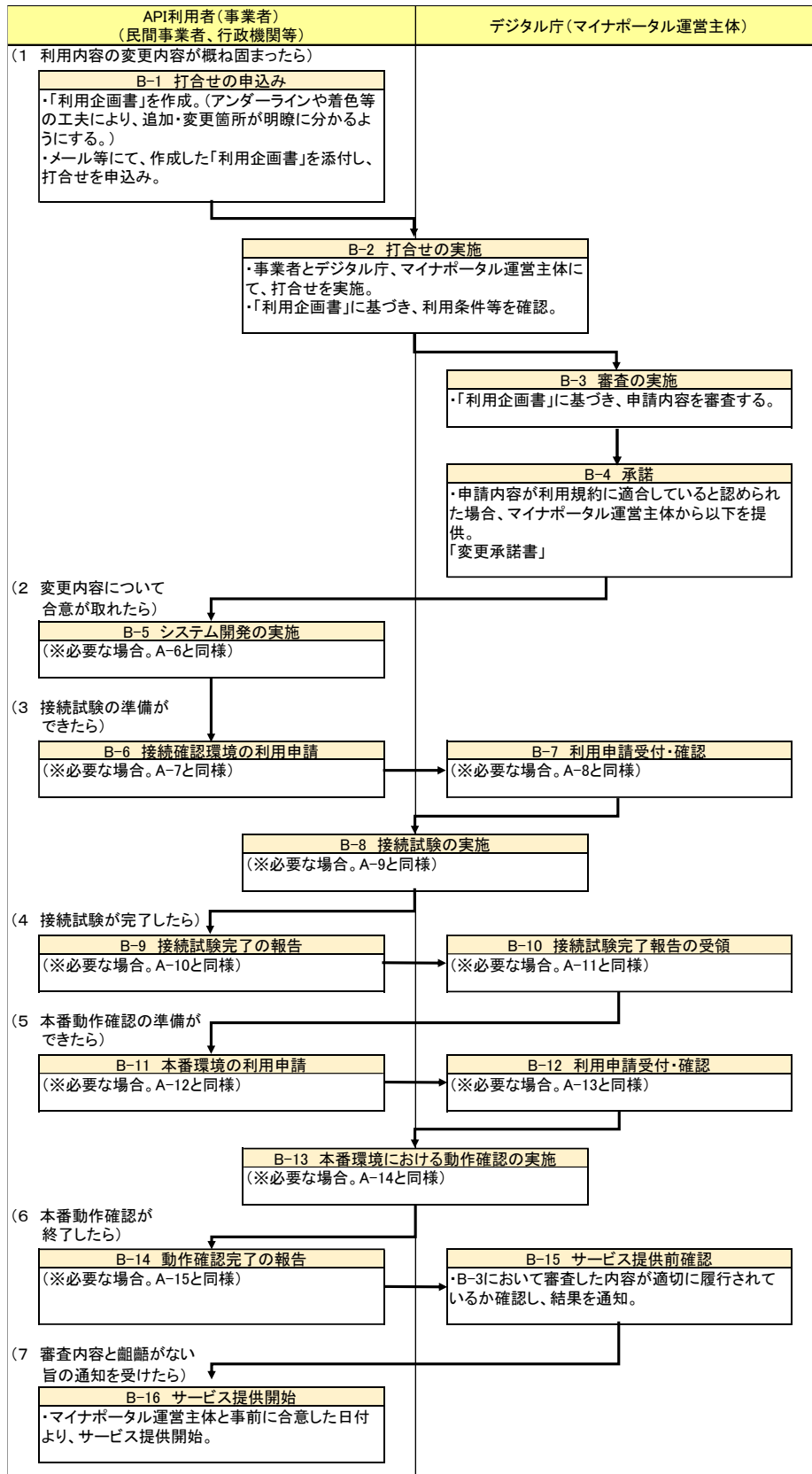


図 5.1-1 利用開始後のスケジュール（利用内容を変更したいとき）

5.2. 利用を停止したいとき

利用停止の時期等が概ね固まったら、届出をして下さい。

(原則として、利用停止予定日の2週間前までに、届出をして下さい。)

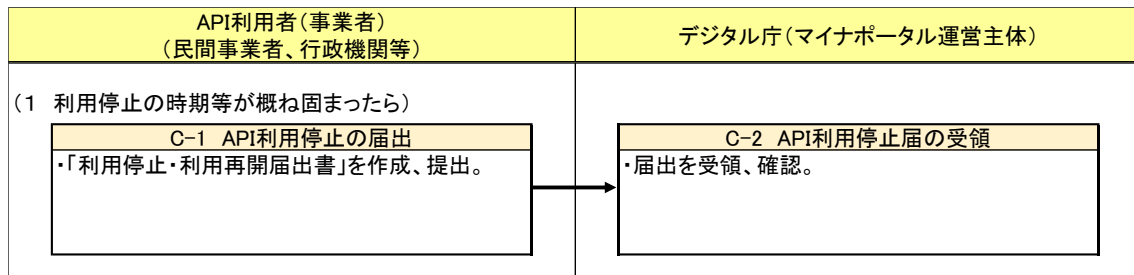


図 5.2-1 利用開始後のスケジュール(利用を一時停止したいとき)

5.3. 利用を再開したいとき

利用再開の時期等が概ね固まったら、届出をして下さい。

(原則として、利用再開予定日の2週間前までに、届出をして下さい。)

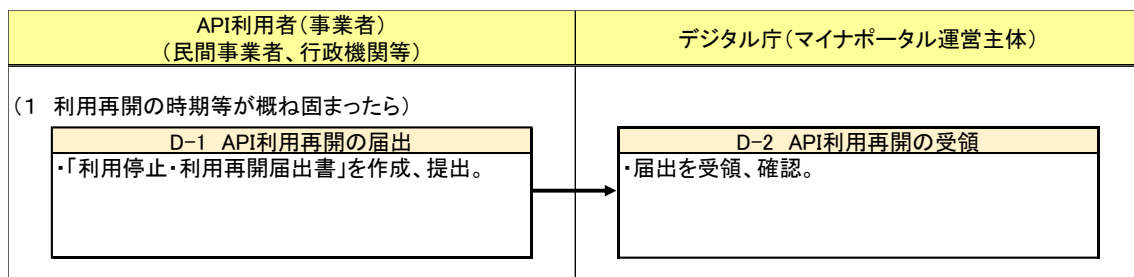


図 5.3-1 利用開始後のスケジュール(利用を再開したいとき)

5.4. 利用を終了したいとき

利用終了の時期等が概ね固まったら、届出をして下さい。

(原則として、利用終了予定日の2週間前までに、届出をして下さい。)

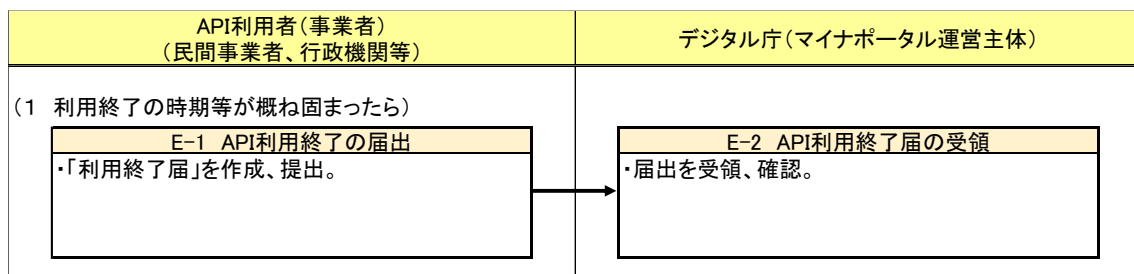


図 5.4-1 利用開始後のスケジュール(利用を終了したいとき)

6. よくあるご質問 (Q&A)

6.1. 定期モニタリング

PMH 情報連携 API を利用する API 利用者に対しては、経済産業省・総務省・厚生労働省 PHR 指針担当が 1 年に一度、提供するサービスが PHR に関する基本的指針に基づき適切に運営されているかを確認(モニタリング)いたします。

モニタリング実施の際は、マイナポータル運営主体よりご連絡させていただきますので、API 利用者につきましてはご対応をお願いいたします。

6.2. よくあるご質問 (Q&A)

詳細はマイナポータル API 仕様公開サイトを参照してください。

https://faq.myna.go.jp/?site_domain=api

PHR に関する基本的指針のよくある質問は、「別記 3 民間 PHR 事業者による健診等情報の取扱いに関する基本的指針に関する Q&A」を参照してください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/10904750/001081513.pdf>

ご質問につきましては、マイナポータル API 仕様公開サイトから、問合せフォームを利用してお問い合わせ下さい。

マイナポータル API 仕様公開サイト 問合せフォーム

https://faq.myna.go.jp/helpdesk?category_id=125&site_domain=api